

第4回臨時会

第4回臨時会は、5月13日に開かれました。この臨時会では、町税条例の一部改正や土地の取得についての他、補正予算9件が提案され、全員賛成で原案のとおり可決・承認しました。

山田地区復興事業の土地の取得

山田地区の復興事業に係る造成用地を取得します。取得の概要は次のとおりです。

取得の目的	面積
山田地区防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、道路事業の造成用地	2万983平方メートル (約6358坪)

地方税法等の改正に伴う町税条例の一部改正

地方税法等の一部改正に伴い、町税条例が一部改正されました。

■主な質疑

問 軽自動車税は市町村民税だが、町長の裁量で税額を決定できるか。

伊藤税務課長 地方税法第444条により、標準税率の1.5倍を超えない範囲で市町村長の裁量で課税できることとされている。

問 今回の改正に伴い標準税率が引き上げられると、引き上げ後の税率の1.5倍までの範囲で課税できるのか。

伊藤税務課長 四輪の自家用軽自動車の標準税率が1万800円に改正されれば、その1.5倍(1

万6200円)までの範囲で課税できることとなる。

問 田植え等で小型特殊自動車は道路を走行するのは年10日程度である。税率を上げなくてもいいのでは。

伊藤税務課長 地方税法等の改正に伴う条例改正のため、山田町だけが税率を上げないことはできない。

	内 容	改正前	改正後
法人町民税	法人税割の税率	12.3%	9.7%
軽自動車税	標準税率(四輪の自家用乗用車) ※27年4月1日以降の新規登録分から	7200円	10800円
国民健康保険税	後期高齢者支援金の課税限度額	14万円	16万円
	介護納付金の課税限度額	12万円	14万円
	保険税5割軽減の判定被保数	世帯主以外	世帯主も含む
	保険税2割軽減の判定基準額	35万円	45万円

町税条例の一部改正の概要(主なものを抜粋)

25年度補正予算

25年度予算額を最終調整した補正予算を承認しました。一般会計補正予算では、14億4245万円を減額し、予算の総額を528億4804万円としました。

■主な質疑

予算を大幅に減額した要因は

問 予定どおりに実施されなかった事業は。

上林企画財政課長 復興交付金の対象事業で、主に用地取得に関するものである。

予算不足が事業進行の足かせにならないよう予算措置をした結果、大幅な減額となった。

問 今回減額した予算は26年度の事業に使うか。



防災集団移転促進事業の対象の国道45号周辺

上林企画財政課長 復興交付金事業の実施に使用するための基金(復興交付金管理運営基金)に積み戻し、事業実施に合わせて取り崩して使用する。